

土肥温泉事業公共施設等運営権 特定事業の選定について

伊豆市（以下、「本市」）は、令和 6 年 6 月 14 日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI 法」）第 5 条第 3 項の規定により、土肥温泉事業に関する実施方針を公表した。

今般、PFI 法第 7 条の規定により、土肥温泉事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和 6 年 6 月 26 日

伊豆市長 菊地 豊

土肥温泉事業公共施設等運営権
(PFI 法コンセッション方式)

特定事業の選定について

令和 6 年 6 月

伊豆市

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

伊豆市（以下、「市」という。）は、令和6年6月14日に公表した実施方針において定めた「土肥温泉事業公共施設等運営権」（以下、「本事業という。」）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき、特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

第2 選定の基準及び評価の方法

1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて、効率的かつ効果的に実施できることを選定基準とした。

2. 評価の方法

現状、市直営で事業を実施しているため、簡易な定量的評価と定性的評価を行うこととした。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の効果を期待することができる。

1. 温泉の安定供給

地域共有の資源である土肥温泉の源泉管理を適切に行い、自然のめぐみを持続的に利用できるように配慮した温泉の活用を行い、将来にわたって安定的な温泉の提供を実現することができる。

2. 温泉経営の安定化

ライフサイクルコストを意識した施設・設備の維持・修繕・更新等の資産管理を行い、利用料収入の適切な収受や新しい付加価値の創出等に取り組み、温泉経営の安定化を図ることができる。

3. 温泉を通じた人づくり、まちづくり

歴史と伝統を守るためにも将来に向けて維持、管理・発展が必要で、温泉を通じた人づくり、まちづくりに取り組んでいく期待ができる。

4. 財源負担軽減の効果

従来型の直営事業手法とコンセッション事業とのVFMを比較すると財政負担軽減の効果が認められた。

第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。

よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI 法第7条に基づき、特定事業として選定する。